

○ 運転免許の効力の停止に関する処分量定等に関する規程

平成10年3月25日
石川県公安委員会規程第2号

改正 平成10年9月14日公安委員会規程第6号
平成13年1月9日公安委員会規程第1号
平成13年4月5日公安委員会規程第2号
平成14年5月31日公安委員会規程第6号
平成21年5月21日公安委員会規程第3号
平成25年11月21日公安委員会規程第5号

運転免許の効力の停止に関する処分量定等に関する規程を次のように定める。

運転免許の効力の停止に関する処分量定等に関する規程
自動車等の運転者の行政処分の量定に関する規程（昭和44年石川県公安委員会規程第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）の規定に基づいて自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止その他の処分を行う場合における処分量定並びに処分の軽減及び猶予について定めるものとする。

（免許の効力の停止に関する処分量定）

第2条 免許の効力の停止に関する処分量定は、次の各号に掲げる事由に該当することとなった者について、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 令第38条第5項第2号イ

別表第1の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる期間

(2) 令第38条第5項第2号ロ（重大違反唆し等に限る。）

別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる期間

(3) 令第38条第5項第2号ロ（前号に掲げるものを除く。）

別表第3の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄又は右欄に掲げる期間。ただし、当該事由が法第2条第1項第1号に規定する道路（以下単に「道路」という。）におけるものであった場合において、その処分が免許の取消しの基準に該当するものであるときは180日、免許の効力の停止の基準に該当するものであるときは別表第1に準じた期間

(4) 令第38条第2項第2号

令第38条の2第4項に掲げる身体の障害が、法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、自動車等の安全な運転に支障を及ぼ

すおそれがなくなるまでの期間

(5) 令第38条第1項第2号

自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがあると認められる病気が治癒するまでの期間

(6) 令第38条第3項第2号

アルコール、麻薬、あへん又は覚せい剤の中毒者に該当しないこととなるまでの期間

(7) 令第38条第5項第2号ハ

ア 自動車等の使用者その他自動車等の装置の整備について責任を有する者が別表第4の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、同表の右欄に掲げる期間

イ 自動車の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。別表第7において「自動車の使用者等」という。）がその者の業務に関し、自動車の運転者に対し別表第5の左欄に掲げる違反行為を命じ、又は自動車の運転者がそれらの行為をすることを容認したとき（重大違反唆し等に該当する場合を除く。）は、同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる期間

ウ 交通事故があった場合において、唆して別表第6の左欄に掲げる行為をさせ、若しくは当該行為をした場合に助け、又は自動車の運転者以外の乗務員が同欄に掲げる行為をしたとき（令第33条の2の3第4項第2号に係る重大違反唆し等に該当する場合を除く。）は、同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる期間

エ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項又は自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第5条の規定に違反する行為をしたとき（その者が自動車等を運転して当該規定に違反する行為をしたとき及び重大違反唆し等に該当する場合を除く。）は、30日以上期間

オ 道路以外の場所で自動車等を運転し、故意により建造物を損壊したときは、180日

カ 道路以外の場所で自動車等を運転し人を負傷させ（故意によるもの及び負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上であるもの又は後遺障害が存するものを除く。）、又は建造物を損壊したとき（故意によるものを除く。）で、当該事故が道路におけるものであった場合においてその処分が免許の取消しの基準に該当するものであるときは、180日

キ カに掲げる場合においてその処分が免許の効力の停止の基準に該当するときは、別表第1に準じた期間

ク 自動車等の運転を利用して著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれのある犯罪を犯したときは、30日以上期間

ケ 免許の効力の停止の期間中に当該免許を失効させた者又は再試験に係る免許の取消しを受けた者が、当該免許の効力を停止することとされていた期間が経過しない間に免許を受けたときは、当該免許の効力を停止することとされていた期間の残期間

コ 運転免許証（以下「免許証」という。）を偽造し、若しくは変造したとき又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間

サ 不正の手段で免許又は免許証を取得し、若しくは取得しようとしたとき又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間

シ アからサに掲げるもののほか、その者が自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる行為をしたときは、30日以上の間

（免許の保留に関する処分量定）

第3条 令第33条の2第1項第3号、第6号又は第8号に掲げる事由に該当する者に対する免許の保留に関する処分量定は、前条第1号、第2号又は第3号を準用する。ただし、運転免許試験（以下「試験」という。）に合格した者で当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者又は国際運転免許証等（国際運転免許証及び外国運転免許証をいう。以下同じ。）を現に所持している者に係る処分の場合を除き、当該処分の理由となった違反行為又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（以下「違反行為等」という。）をした日（令第33条の2第3項各号に掲げる者については、当該各号に定める日）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とするものとする。

（免許を与えた後における免許の効力の停止に関する処分量定）

第4条 令第33条の3第2号に掲げる事由に該当する者に対する免許の効力を停止する処分量定は、前条を準用する。

（自動車等の運転の禁止の処分量定）

第5条 令第40条第4号に規定する自動車等の運転の禁止に関する処分量定は、別表第1を準用する。

2 令第38条第2項第2号に該当することを理由として自動車等の運転を禁止する場合の処分量定については、第2条第4号の規定を準用する。

（麻薬等の使用をした者等に対する免許の効力の停止の処分量定）

第6条 麻薬等（使用することにより麻薬等運転となる薬物（毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定する物を除く。）をいう。以下同じ。）を使用して令第38条第5項第2号ハに該当することとなったときの免許の効力の停止に関する処分量定は、別表第7の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる期間とする。

（暴走行為者等に対する免許の効力の停止に関する処分量定）

第7条 違反行為に係る累積点数が免許の効力の停止の基準に該当することとなった者で、当該違反行為が暴走行為（自動車等の運転者が道路において二台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合における集団の威力を借りて行う速度超過、信号無視、整備不良その他の違反行為で、共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時に行う違反行為を除く。以下同じ。）に係る者の免許の効力の停止に関する処分量定は、第2条第1号の規定にかかわらず、別表第1の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる期間に30日を加えた期間とする。ただし、その期間が180日を超える場合は、180日とする。

- 2 前項の規定は、第3条に規定する免許の保留、第4条に規定する免許の効力の停止及び第5条に規定する自動車等の運転の禁止について準用する。
- 3 別表第8の左欄に掲げる行為をした者に対する令第38条第1項第2号ホの規定に基づく免許の効力の停止に関する処分量定は、同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる期間とする。

(違反者講習を受講しなかった者に関する処分量定)

第8条 法第108条の3の2の通知を受けた者で、同第102条の2に規定する期間内に当該通知に係る講習を受講せず、当該講習の理由となった一般違反行為以外に一般違反行為を行っていた場合における免許の効力の停止に関する処分量定は、第2条第1号の規定にかかわらず、別表第1の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる期間に30日を加えた期間とする。

- 2 前項の規定は、第3条に規定する免許の保留、第4条に規定する免許の効力の停止及び第5条に規定する自動車等の運転の禁止について準用する。

(処分量定に関する特例)

第9条 第10条第1項第4号の規定により処分猶予とされた者が、その後違反行為をしたときは、処分を猶予されなかったときに比し、処分が過重とならないよう処分量定を行うものとする。

- 2 処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により違反行為又は重大違反唆し若しくは道路外致死傷（以下「違反行為等」という。）の発生の際に処分を行うことができなかつたときは、違反行為等の発生の際に処分が行われたときに比し、処分が均衡を失せず、かつ、処分が過重とならないよう処分量定を行うものとする。

- 3 処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れた場合で、その者が当該処分の理由となった違反行為等をした日以後違反行為等をしないで免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。以下同じ。）が通算して1年を経過しているものであるときは、その実績その他を考慮して処分量定を行うものとする。

- 4 前歴のある者の処分の場合で、その者が当該前歴の理由となった違反行為をした日以後、違反行為等をしないで免許を受けていた期間が通算して1年に近い期間を経過しているものであるときは、その実績、その後にした違反行為の危険性その他を考慮して処分量定を行うものとする。

- 5 前歴のある者の処分の場合で、当該前歴がその者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れたことによるものであるときは、通常の手続の範囲の期間内に処分が行われたときに比し、処分が過重にならないよう処分量定を行うものとする。

(処分の軽減及び処分の猶予)

第10条 免許の取消し若しくは効力の停止、免許の拒否若しくは保留、免許を与えた後における免許の取消し若しくは効力の停止又は国際運転免許証等に係る自動車等の運転の禁止（令第38条第5項第1号又は第2号に掲げる場合に限る。）に該当することとなった者が、運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、それぞれ次の各号に定めるところにより処分を軽減

することができるものとする。

- (1) 一般違反行為をしたことを理由として処分を行う場合で、免許を受けることができない期間（以下「欠格期間」という。）又は自動車等の運転を禁止する期間が、5年、4年、3年又は2年に該当するときは、当該期間から1年を減じた期間とする。また、特定違反行為をしたことを理由として処分を行う場合は、令第38条第7項の欠格期間から1年を減じた期間に軽減する。
- (2) 欠格期間又は自動車等の運転を禁止する期間が1年に該当するときは、180日の免許の効力の停止、保留又は自動車等の運転の禁止とする。
- (3) 免許の効力の停止、保留又は6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止（以下「免許の効力の停止等」という。）において、処分期間が60日以上180日以内である場合は、当該期間から30日を減じたものを処分期間とする。ただし、前歴のない者で軽減により明らかにその者の危険性の改善が期待できると認められる事由があり、処分期間が60日を超えるときは、当該期間から60日を減じたものを処分期間とする。
- (4) 免許の効力の停止等において、前号ただし書きの事由があり、かつ、処分期間が30日又は60日（前歴のある者については30日に限る。）であるときは、処分猶予とする。この場合において、法第108条の3の2の通知を受け、同第102条の2に規定する期間内に当該通知に係る講習を受けなかったときは除くものとする。

- 2 処分の軽減に当たっては、軽減の事由を慎重に検討確認し、社会的に相当と認められる範囲内のものに限るものとする。

（委任）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行前に違反行為その他行為をしたことを理由とする免許の効力の停止等の処分量定については、なお従前の例による。

附 則（平成10年9月14日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成13年1月9日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成13年2月1日から施行する。

附 則（平成13年4月5日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成13年4月5日から施行する。

附 則（平成14年5月31日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成21年5月21日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成25年11月21日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

前歴の回数		累積点数	期間
前歴がない者		6点、7点、8点	30日
		9点、10点、11点	60日
		12点、13点、14点	90日
前歴が1回である者		4点、5点	60日
		6点、7点	90日
		8点、9点	120日
前歴2回である者		2点	90日
		3点	120日
		4点	150日
前歴が 3回以上 である者	3回である者	2点	120日
		3点	150日
	4回以上である者	2点	150日
		3点	180日

別表第2 (第2条関係)

重大違反の種別	期間
酒気帯び(0.25未満)速度超過(25未満)等、酒気帯び運転(0.25未満)、大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過(50以上)	90日以上
速度超過(30(高速40)以上50未満)、積載物重量制限超過(大型等10割以上)、無車検運行又は無保険運行	30日以上

別表第3（第2条関係）

道路外致死傷の種別	専ら当該道路外致死傷をした者の不注意によるものである場合における期間	中欄に規定する場合以外の場合における期間
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	——	60日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上3月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く）	60日以上	30日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く）	30日以上	30日以上

- (注) 1 負傷者の負傷の治療に要する期間は、当該負傷者の数が2人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が高い者の負傷の治療に要する期間をいう。
- 2 この欄の後遺障害とは、当該負傷者の負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものをいう。

別表第4（第2条関係）

一般違反行為の種別	期間
整備不良（制動装置等）又は整備不良（尾灯等）	30日以上

別表第5（第2条関係）

違反行為の種類別	期間
酒気帯び運転（0.25以上）、過労運転等、無免許運転、酒気帯び（0.25未満）速度超過（50以上）等、酒気帯び（0.25未満）速度超過（30（高速40）以上50未満）等、酒気帯び（0.25未満）速度超過（25以上30（高速40）未満）等、酒酔い運転又は麻薬等運転	180日
酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒気帯び（0.25未満）、大型自動車等無資格運転又は速度超過（50以上）	90日以上
速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、速度超過（25以上30（高速40）未満）、放置駐車違反（駐停車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型5割以上10割未満）、積載物重量制限超過（普通等10割以上）、速度超過（20以上25未満）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等5割未満）、積載物重量制限超過（普通等5割以上10割未満）、速度超過（20未満）又は積載物重量制限超過（普通等5割未満）	30日以上

（注） 違反行為とは、一般違反行為及び特定違反行為をいう。

別表第6（第2条関係）

措置義務違反の種類別	期間
人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした場合における法第72条第1項前段の規定に違反する行為	180日
物の損壊に係る交通事故を起こした場合における法第72条第1項前段の規定に違反する行為	30日以上

別表第7（第6条関係）

区 分	期 間
<p>法定の除外事由なしに麻薬等の使用その他の行為をした者、法定の除外事由なしに、使用その他の目的で麻薬等を所持した者その他の者で、反復して麻薬等の使用その他の行為をするおそれがあるもの</p>	<p>180日</p>
<p>免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬等の譲渡しその他の行為をした者</p>	
<p>自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬等の使用その他の行為をして自動車を運転することを命じ、又は自動車等の運転者がそれらの行為をすることを容認した者（重大違反等し等に該当する場合を除く。）</p>	<p>90日以上</p>
<p>麻薬等の使用その他の行為をした者に対し唆して自動車等を運転させ、若しくはそれを助け、又は自動車等を運転する者に対し唆して麻薬等の使用その他の行為をさせ、若しくはそれを助けた者（自動車等を運転する行為が麻薬等運転となる場合を除く。）</p>	

別表第8（第7条関係）

区 分	期 間
<p>他人を指揮して暴走行為をさせたとき又は暴走行為を率先助勢したとき。</p>	<p>180日</p>
<p>2人以上の自動車等の運転者が道路以外の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく他人の生命又は身体の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしたとき。</p>	
<p>道路又は道路以外の公共の場所（公園、海水浴場、駅構内その他の場所をいう。）において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、自動車等の運転者若しくは同乗者が集団の勢力を借りて、石、ガラス瓶、金属片その他人、車両その他のものを損傷するおそれのある物を投げ、若しくは発射する行為若しくは暴行、傷害、器物毀棄その他の行為で道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの（以下「集団走行暴力行為」という。）をしたとき又は唆して集団走行暴力行為をさせ、若しくはそれを助けたとき。</p>	<p>90日以上</p>
<p>共同危険行為等禁止違反が行われることを知りながら当該違反に係る自動車等にその集団の一員として乗車していたとき（重大違反唆し等を行った場合を除く。）。</p>	
<p>(1) 共同危険行為等禁止違反を行うおそれがある集団（以下「暴走集団」という。）に参加した運転者が、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法第11条第4項、第19条、第36条（第73条第2項において準用する場合を含む。）、第73条第1項（第97条の3第2項において準用する場合を含む。）又は第98条第1項若しくは第3項（不正使用に関する部分に限る。）の規定に違反する行為をしたとき。 (2) 暴走集団に参加している運転者を指揮して前記(1)に規定する行為をさせたとき。</p>	<p>60日以上</p>